

産促進法及び淘汰すべき落後生産能力、技術、製品リスト(第三次改訂)などが含まれる。「人員不足、技術力不足、そしてはびこる汚職」に起因する長年の安全衛生監督の不履行から判断して、これらの規制が法的強制力をもって実施されるようには思われない。

インド

近年、インドの年間アスベスト消費量は三〇%以上増加し、アジアで第二位の消費国となった。二〇〇五年、インドでは一七の会社が四九のアスベスト・セメント(AC)工場を操業し、二四〇万トンのアスベスト・セメント製品を生産し、その金額は二億ドル(約二四〇億円)に相当する。^{*} 産業の成功は、同盟者を獲得する。最近、インド最大のアスベスト・グループのひとつであるビサカ・インダストリーによるウタール・プラデシュ州ラエバレリのソニア・ガンジীর選挙地盤に巨大なアスベスト・セメント工場を建設するという計画が承認されたのである。二〇〇六年一月一日、この工場で製造が開始されたが、労働者の健康診断を行う施設もなく、職場の曝露レベルを監視するための独立機関の任命もなかった。この二つの措置は、最高裁判所によって規定されていた措置であった。ビサカの市場戦略は、農村部の従来の草葺屋根を地域で製造するアスベスト・セメント材に取り替えることである。大きな輸送コストがかかるので、工場はアンドラプラデシ、タミルナードウ、ウエストベングル、及びカルナタカに建設された。ビサカによって二〇〇七年二月五日にインド証券取引委員会に届けられた営業報告によれば、二〇〇三／四年度、二〇〇四／五年度、二〇〇五／六年度のインドのアスベスト・セメント年間成長率はそれぞれ一六%、一七%、二二%であった。^{**}

産業界が圧力をかけて政府の政策に親アスベストの偏向を生み出すことに成功したその当時、^{***}

* [原注22] Annual Report Visaka Industries Limited 2005-2006: <http://www.visaka.org/facts.pdf> ビサカ(Visaka)によって提出されたウェブ上にある2007年1月5日付け公式書類は数値が異なる。11の会社によって所有される36のアスベスト・セメント製造工場による全国生産量は270万トンである。

** [原注23] Visaka Industries Limited Placement Document <http://216.239.59.104/search?q=cache:YRHLYxiR90J:www.visaka.org/Visaka%2520QIP.pdf+Vijayawada+asbestos-cement+factory&hl=en&ct=clnk&cd=11&gl=uk>

*** [原注24] 2003年に、アスベスト輸入のための特定許可を要求する規制は無効となり、アスベストは一般的許可を持っていれば誰でも輸入できるようになった。アスベストの輸入関税は78%(1992

インドでアスベストに日常的に曝露している一〇〇、〇〇〇人の労働者を守るための措置はほとんどなされず、被害を受けている人々を補償する措置も何も取られていなかった。ムンバイにあるヒンドウスタン・コンポジット工場の労働者に関する二〇〇四年の研究により、労働者の三%が石綿肺の症状を示していることが判明した。労働省によって委託された研究プロジェクト（二〇〇四年）「保護を要するアスベスト労働者」は、産業毒物学研究センターによって実施された研究と同様の結果を報告した。地域の活動家らは、ウエストベンガル、ラージャスターン、アンドラプラデシュ、及びタミルナドゥで数百人のアスベスト被害者を特定した。不確かな情報ではあるが、インド全国の発電所における労働者の石綿肺のレベルもまた高い。政府は全ての発電所をチェックしなくてはならないという最高裁の命令にもかかわらず、労働省は何も行動を起こしていない。現在の危険な曝露の悲惨な結果を警告したある学術論文（二〇〇五年）の中で、アスベスト繊維のレベルを示した公式の産業衛生調査が引用されている。^{*}

- ・アンドラプラデシュ州ダーラクタップの工場で二〇〇〜四〇〇繊維/ml
- ・ふたつの大規模な機械化されたアスベスト・セメント工場で一〇繊維/ml、及び、あるアスベスト・セメント工場で許容曝露限界(PEL)^{*}よりも二〜三倍高い濃度
- ・小規模アスベスト織物工場ではPELより一〇〇倍高い

「二〇〇一年〜二〇〇五年の間にアスベスト・セメント製造工場の労働者のアスベスト関連疾病の発生はただのひとつもない。」

中央労働研究所、インド

年)から15% (2004年)に下げられたので、アスベスト製品の価格はより安全な代替品よりも優位になった。

* [原注25] Dave SK, Beckett WS. Occupational Asbestos Exposure and Predictable Asbestos-related Diseases in India. Am J. Ind. Med. 2005; 48: 137-143.

** [原注26] 現在の許容曝露限界(PEL)は1繊維/ml。

・大規模アスベスト織物工場及びブレーキ製造会社ではPELより六〜八倍高い

「(インド) 全国がん登録」は、中皮腫の発症例を文書化していない。インド政府は職業病の発生を記録していない。インドの労働者のうちわずか七%しか組織されておらず、とくに建設産業においては広範な労働者は何も知らされていない。

公衆衛生活動家マドゥミッタ・ドゥッタは、インドの状態を次のように述べている。

「職業病の発症例は、経営者、医療専門家、及び政府機関の関係に原因があり、報告されたことがない。中央労働研究所のような政府機関によって実施された産業がスポンサーとなった調査は、産業側のウエブサイトに引用されているように、二〇〇一年〜二〇〇五年の間にアスベストセメント製造工場の労働者におけるアスベスト関連疾患の発生はただのひとつもないということを示している…」

危険なアスベスト曝露の深刻な結果について知っているにもかかわらず、全国のアスベスト消費は増大し、死を招く労働環境はそのままであり、政府と産業界は数百万人の命を危険にさらし続けている。インドにおけるアスベスト使用は事実上『人権に対する犯罪』である*。

二度の機会に、インド政府は一握りの他のアスベスト利害関係国と共に、ロッテルダム条約の事前通報同意(PIC)リストにクリソタイルを加えるための国連の努力を阻止した**。
現在のアスベスト産業支援を分析した記事の中で、インド・アスベスト禁止ネットワーク(BANI)のゴパール・クリシュナは次のように書いている。

「BANI、インド労働環境健康ネットワーク(OEHN)、市民社会グループ、労働組合、及び人權グループは、クリソタイルの輸入の即時停止を含む全てのアスベストの即時使用禁止を要求した。アスベスト被害者を特定し補償し治療するための措置、及び有害な曝露を最小とするための

* [原注27] 「(インドの) 選挙運動に熱心な政治家と利益に貪欲な産業側株主との間の相互寄生的な関係」について言及したある観測筋は、「相互依存関係が政府の役人とアスベスト事業家の間に存在する」と信じている。もちろん、それはインド議会下院の国民会議派副代表がインド最大のアスベストセメント会社のひとつを所有するという産業側の立場を悪くするものではない。

** [原注28] Kazan-Allen L. Rotterdam Treaty Killed by Chrysotile. October 17, 2006.
http://www.ibas.btinternet.co.uk/Frames/f_lka_rott_meet_geneva_oct_06.htm

規制もまた提案している。BANIは、工場主や会社経営陣などのアスベスト曝露に責任ある人々の刑事告訴を要求している。アスベストは政府があまりにも長い間無視してきた公衆衛生問題である。公衆の利益のために、BANIはインド政府がクリソタイル・アスベストを、すでに他の全ての種類のアスベストを含んでいる貿易『監視リスト』に含めることを支持するよう訴えている。^{*}

BANIの訴えは無視され、二〇〇六年一月一〇日にインドは、PICリストにクリソタイルを含めることを阻止することによって、同条約加盟国の九五%の望みをくじいた。^{**}アスベストをやることに対するこの非協力は、この先例が同条約の将来に及ぼす脅威を指摘した国連の広報担当官によって批判された。労働組合やNGO代表のみならずカナダ人ですら、この多国間環境条約への攻撃を批判した。バンクーバーを拠点とするがん予防団体のラリー・ストップマン博士は、カナダの立場は「倫理的に非難されるべき」であると認めた。

PICリストにクリソタイルを含めることがロッテルダム条約締約国によって検討される二〇〇八年に備えて、(インド)化学物質肥料省は国立労働衛生研究所(NIOSH)にインドにおけるクリソタイル使用の危険性を調査するよう委託した。この調査のための資金の七四%は化学物質石油化学省から、二六%は(インドの)アスベスト産業から出た。産業側代表が調査計画と予備的調査結果に影響を与えたことは間違いない。調査検討委員会のメンバーとして彼らはまた、最終文書を作成する時にかんがりの影響力を持っていた。再三の要求にもかかわらず、化学物質肥料省は同研究の文書または提案された方法論を、市民社会を代表する団体に開示することを拒否している。労働組合、労働衛生活動家、公益団体、または医療専門家とのコミュニケーションが全くない。NIOSH報告書が二〇〇八年三月に提出されても、クリソタイル使用がインドでもたらしている衝撃を正確で偏向なしに反映することはなそうである。^{***}

* [原注29] Krishna G. India's Position on Chrysotile Asbestos Dictated by Vested Interests. September 2006.

http://www.lkaz.demon.co.uk/chrys_hazard_rott_conv_06.pdf

** [原注30] Kazan-Allen L. Chronological Record of Chrysotile Debate at the Conference of the Parties to the Rotterdam Convention (COP3) on October 10, 2006 in Geneva, Switzerland.

http://www.ibas.btinternet.co.uk/Frames/f_lka_chron_rott_chrys_deb_oct_06.htm

*** [原注31] Dutta M. Briefing Note on Asbestos. February 1, 2007. Private Communication.